

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年4月8日提出
【ファンド名】	三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジあり） 三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

「三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジあり）」および「三井住友・新興国債券トータルリターン・ファンド（為替ヘッジなし）」につき、繰上償還にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 繰上償還の年月日

2021年6月8日（予定）

法令および信託約款の規定に基づく繰上償還手続きにおいて、書面決議により可決されることを条件として繰上償還するものとします。

(ロ) 繰上償還にかかる決定に至った理由

各ファンドは、それぞれ信託約款の繰上償還規定の「受益権の口数が10億口を下回る」状態が継続していることから、運用の基本方針に従った運用を続けることが困難となっています。そのため、信託期間中ではありますが運用を終了させ、お預かりした資産をお返しすることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、信託約款の規定に従い、繰上償還の手続きを開始することを決定しました。

(ハ) 繰上償還にかかる情報の受益者への提供

2021年4月12日現在の受益者を対象に書面決議を行うため、各ファンドの信託契約にかかる知っている受益者に対して、繰上償還にかかる情報を記載した書面を交付いたします。

以上